平成 2	8 =	₹3.	月 1	8	日																•		第11	7 7 0 号
道路の位置の批定	と	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	換地処分	【公告】	届出及び指定漁船調書の縦覧	漁船保険付保義務の同意を求めるための	土地改良事業の施行認可	の処分	廃物と認定することが困難な放置自転車	(以上県例規集登載)	止	岡山県農業会議の常任会議員の定数の廃	岡山県農業会議の会議員の定数の廃止	に基づく知事に提出する書類の様式の廃止	農業倉庫業法及び農業倉庫業法施行規則	【告示】	(県例規集登載)	規則	製菓衛生師法施行細則の一部を改正する	【規則】		目次	は、「「「「」」を	コール
至 第 打 導 記	色 消	弯 坩	—— 耕 地 課			水産課	耕地課		財産活用課			"	農村振興課		組合指導課				生活衛生課			担当課(室)	lt L	ð
														規定に違反した旨の勧告をした旨の公表	暴力団員等に対する利益供与の禁止等の	警備業法に基づく講習	(以上県例規集登載)	する規則	岡山県道路交通法施行細則の一部を改正			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	牧及が三分の一の牧選挙権を有する者の総数の五十分の一の	目次
														課	組織犯罪対策第二	生活安全企画課			交通規制課		警務課		選挙管理委員会	担当課(室)

岡山県規則第六号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 上

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年岡山県規則第三十二号)の一部を次のように改

附則

同条第二項中「受験願書」

を「製菓衛生師試験受験願書」

に改める。

業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一の三の三」

号中「職業能力開発促進法施行令 (昭和四十四年政令第二百五十八号)別表第一」を「職

第二条第一項中「第四条第一項に規定する」を「第四条第一項の」

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県告示第百六十一号

農業倉庫業法及び農業倉庫業法施行規則に基づく知事に提出する書類の様式(平成十

七年岡山県告示第九十四号)は、 廃止する。

平成二十八年三月十八日

岡山県知事

伊 原 木

隆

太

則

この告示は、

平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県告示第百六十二号

昭和二十九年岡山県告示第五百八十三号 (岡山県農業会議の会議員の定数) Ŕ

二十八年三月三十一日限り、 廃止する。

平成二十八年三月十八日

岡山県知事

木

太

岡山県告示第百六十三号

昭和五十五年岡山県告示第八百十九号(岡山県農業会議の常任会議員の定数)は、

成二十八年三月三十一日限り、 廃止する。

平成二十八年三月十八日

岡山県知事

原 木

太

岡山県告示第百六十四号

例」という。) 第十八条第二項の規定により、 の処分について次のとおり告示する。 岡山県快適な環境の確保に関する条例(平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条 廃物と認定することが困難な放置自転車

平成二十八年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

放置自転車の車輪の大きさ及びフレー ムの色、 数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きれ	車輪の大きさ及びフレームの色	数 量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ	白	— 台	九〇F一三五
二七インチ	黒	台	岡山南H六四五〇三
二七インチ	橙	台	岡山一五六九〇六
二六インチ	黒	台	岡山西F〇四〇五八
二六インチ	緑	台	岡山中央H一〇一〇八
二六インチ	灰	台	三〇〇五四五四一
二四インチ	黒	台	津山H〇七七九七
二七インチ	銀	台	岡山一六四三一〇
二六インチ	赤	台	K二E〇二四五六
二六インチ	黒	台	町山〇〇三七〇四
二七インチ	紫	台	岡山南Hー七〇三〇
二七インチ	黒	台	岡山西Hー七八五七
二四インチ	茶	台	岡山西日三二八四二
二〇インチ	黒	台	岡山西E六八〇三二
二六インチ	白	台	岡山中央H〇四二二六
一六インチ	黒	台	Y Z 六 A O O O 六 六 五
二七インチ	水色	台	岡山一六七五二六
二六インチ	白	台	岡山西F一〇七五九
二六インチ	緑	台	岡山中央H〇二七八三
二六インチ	緑	台	岡山東E一八七一〇

| 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

二六インチ

白

台

P | | CBD四七〇〇〇 |

岡山西日七五四三九

二七インチ

放置されている場形

三 放置されている場所

岡山市北区丸の内二丁目九三番一七号 (県庁北職員駐輪場)

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班担当部課名及び連絡先

五

兀

この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、

一に掲げる放置自転車を

岡山市北区内山下二丁目四番六号

|番号||〇八六-|||六-七||三四

岡山県告示第百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定により、

土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十八年三月十八日

岡山県知事

原

太

土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

地区名及び工種

地区名

茂曽路沖川

認可年月日

I

農業用用排水施設

平成二十八年三月八日

児島湾土地改良区

土地改良事業を行う者の名称

地区名及び工種

地区名

西七区支線58号

西七区支線73号

種

農業用用排水施設

西七区支線86号

認可年月日

平成二十八年三月八日

岡山県公報 第11770号 平成28年3月18日

岡山県告示第百六十六号

を求めるための事前届出があったので、 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、 当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧

平成二十八年三月十八日

発起人の住所及び氏名

岡山県知事

太

岡山市東区宝伝三七三〇 - 二

岡山市東区久々井一五五八

 \equiv

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

兀

平成二十八年三月十八日から同年四月一日まで

五

岡山県農林水産部水産課

準用する同法第五十四条第三項の規定により、 〔九七〕土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の四第一項において 次のとおり換地処分をした旨の届出があ

た

平成二十八年三月十八日

岡山県知事

伊原木

太

赤磐市長

日古木地区

換地処分年月日

 \equiv

平成二十八年三月七日

〔九八〕港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三条の三の規定により、 岡山港港

湾計画の一部を次のとおり変更した。

平成二十八年三月十八日

岡山港

港湾管理者

畄

県

原

木

太

代表者

- 公共埠頭計画 変更事項

埠^ふ 頭 用 地

ニヘクター

(荷捌き施設用地及び保管施設用地)

港湾環境整備施設計画

高島地区

2

緑地 三ヘクター

土地利用計画

3

合計 緑地 工業用地 港湾関連用地 埠ふ 交通機能用地 頭用地 用 途 $\equiv (\equiv)$ + 五十六 (五十六) 十七 (十七) 十三 (十三) 十三 (十三) +面積 (ヘクター ル

注 港湾の開発、 利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特

に密接に関連する土地利用計画に係る数値で内数である。

端数処理のため、内訳の数値の和は必ずしも表中の合計の数値とはならない。

変更後の港湾計画の縦覧場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県土木部港湾課

〔九九〕建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定に

6り、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県美作県民局建設部管理課において、 般の縦覧に供

2

平成二十八年三月十八日

/ 1 -/

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定年月日	道 路 の	位 置	道路の幅員 道路の延長	(メートル)
岡山県指令美作局	真庭市久世字佐藤坊一六〇四番一、	六〇四番一、	五・五〇	五・五〇 三四・二〇
建第六〇一一号	一六〇四番九			
平成二十八年三月				
八日				

岡山県選管告示第九号

有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては 運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を を合算して得た数、 に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一 て得た数とを合算して得た数) 分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第 第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政 その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に Ιţ 次のとおりである の組織及び

平成二十八年三月十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

定する場合を除く。) 万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) (地方自治法第八十条第一項に 乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八 合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を 十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十 総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(そ 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下 選挙権を有する者の総数の五十分の一の 二九五、三八三 二 六 二

を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、 ハ十万を超える場合にあってはそのハ十万を超える数にハ分の一を乗じて得た数と四 一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た

郡八一、八二三	<u></u>	八 、 八 三	八一、八三三
八三	八三	八三三	八二三高梁
		高	高梁
_ =			梁

				八 〇 三 二		市	社	総
五、七四七	郡	*	久	八〇八	— 五	小 田 郡	市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	井 原
一二、八六五	浅 口 郡	市・	浅	四三三三	— 四	市	岡	笠
八、六五五	英 田 郡	作市・サ	美	四五〇	- t,	市	野	玉
一三、五四七	真庭郡	庭市・	真	四八四	三六、	田 郡 郡・	市・古岩	勝津山
	市	磐	赤	三一、四八四	_ = ,	都 窪 郡	市・	倉 敷
一〇、五二八	内市	戸	瀬	三五五	四五、	南区	市	岡
一四、三九八	和 気 郡	前市・日	備		〇、次	東区	山	岡
ハ、ハー六	市	見	新	三八、六一六	三	中区	山市	岡

岡山県公安委員会規則第一号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

安 委 員

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則(昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十六条中第五号を削り、 通訳センター の運営に関すること。 第六号を第五号とし、 第七号を第六号とする。

第二十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

この規則は、 平成二十八年三月二十二日から施行する。

岡山県公安委員会規則第二号

.山県道路交通法施行細則 の — 部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則 (昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号)の一部を次

いように改正する。

別表第二の五の項を次のように改める。

五 1 敷市玉島 岡市用之江七九六二番地先広島県境に至る間 **倉敷市船穂町船穂一二八六番一二地先から倉** 備前市三石二九三二番一地先兵庫県境から笠 八島一四六番四地先に至る間

供二丁目一番一〇一」を「岡山市北区南中央町二番一二四」 番一」を「倉敷市玉島阿賀崎二六五七番三」に改め、 山市北区東中央町一番一〇一」に改め、 の四十の二の項の次に次の一 別表第二の六の項中「 倉敷市水島川崎通一丁目一番五一八」を「 に改め、 同表の十一の項中「 岡山市南区青江六丁目九三五番一」 項を加える。 同表の十四の項中「 岡山市北区表町三丁目一九番一〇八」を「岡 **倉敷市亀島**一 同表の十七の項中「 に改め、 を「 丁目六番一九」 **倉敷市玉島阿賀崎二四三四** 岡山市北区表町三丁目 同表の四十の項ロ 岡山市北区大 に改め、

四十の三 般県道倉敷西 **倉敷市亀島**一 丁目一五番三一 丁目六番一九地先から倉敷市広江二 地先に至る間

別表第二の四十五の四の項の次に次の三項を加える

四十五の五 市道野 田 岡山市北区野田四丁目一五番一〇一地先から岡山 市北区野田四丁目一五番一二四地先に至る間

瀬 表 町 野	七三号線	四十五の六
野七		
田線岡山市道北長		岡山市道野田
市北区野田四丁目一五番一二四地先に至る間岡山市北区野田四丁目一五番一二四地先から岡山	市北区野田四丁目一五番一〇一地先に至る間	岡山市北区野田四丁目一五番一〇四地先から岡山

別表第二中五十七の八の項を五十七の十四の項とし、 五十七の六の項の次に次の六項を加える。 五十七の七の項を五十七の十三

市水島西通一丁目一九五八番二二地先に至る間倉敷市水島西通一丁目一九四八番一地先から倉敷	島西通一二号線五十七の十二の倉敷市道水
敷市水島西通一丁目一九四八番一地先に至る間倉敷市水島西通一丁目一九五八番二二地先から倉	島西通一一号線五十七の十一の倉敷市道水
西通二丁目一番一地先に至る間舎敷市水島西通二丁目一番一地先から倉敷市水島	五十七の十 倉敷市道水島
島中通二丁目一番一地先に至る間倉敷市水島川崎通一丁目四番三地先から倉敷市水	五十七の九の倉敷市道水島
島中通一丁目一番三地先に至る間舎敷市水島海岸通一丁目五番一地先から倉敷市水	中通二号線五十七の八の倉敷市道矢柄
島川崎通一丁目四番三地先に至る間倉敷市水島海岸通二丁目七番一地先から倉敷市水	岸通線 ニュー

別表第二中六十一の三の項を六十一の五の項とし、 六十一の二の項の次に次の二項を

加える。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

則

番三地先に至る間		穂崎線	
赤磐市立川三六四番一地先から赤磐市長尾四	赤磐市道立川	六 十 一 の 四	
番一地分に至る間	三号: 終	立川俱道	
- Է	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	Z 	
赤磐市立川八三四番一地先から赤磐市立川三六	赤磐市道穂崎	六十一の三	

0

岡山県公安委員会告示第三十五号

(昭和四十七年法律第百十七号。 以下「法」 という。) 第二十二条第二項第

号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十八年三月十八日

岡山県公安委員

| 警備業務の区分等

		目間	
		曜日を除く。) の七	
		まで (土曜日及び日	
岡山商工会議所		月十三日 (月曜日)	
目一番一五号	午後五時まで	日 (金曜日)から同	
岡山市北区厚生町三丁	午前九時から	平成二十八年六月三	施設警備業務
場	時間	期日	警備業務の区分

二 講習対象者

- 以上である者 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年
- 2 う。) の交付を受けている者 ものに限る。) に係る法第二十三条第四項の合格証明書 (以下「合格証明書」とい 「 検定規則」という。) 第四条に規定する一級の検定 (当該警備業務の区分に係る 警備員等の検定等に関する規則 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。
- 十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。) 第一条第二項に 規定する一級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者 けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)
- 5 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの に限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るもの 継続して一年以上

受講手続

- 提出書類
- (1) 所定の様式による受講申込書

(2)

(縦の長さ三センチメー

横の長さ二・四センチメー

- 込前六箇月以内に撮影した無帽、 正面、 上三分身、 無背景のもの)
- (3)二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類
- ァ

及び履歴書 等の作成に係る所定の様式による書面 (以下 「 警備業務従事証明書」 という。) 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者

二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限)に係る合格証明書の写し

ウ

検定規則第四条に規定する二級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二4に該当する者

のに限る。) 旧検定規則第一条第二項に規定する一 に係る合格証の写し 級の検定 (当該警備業務の区分に係る

オ 二5に該当する者

ものに限る。) に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係る

- 提出先
- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、 受け付 ij な

3

平成二十八年四月十八日 (月曜日) から同月二十二日 (金曜日) までの午前

三十分から午後五時まで

岡山県収入証紙により、 受講申込時に納付すること。

受講手数料は、 納付後は返還しない。

四十人。ただし、

五

受講定員

ても受付を締め切る。 講習の委託 申込順に受け付け、 受講定員に達したときは、 提出期間内であっ

七

より決定した者が行う予定

この講習は、

平成二十八年度警備業講習業務委託に係る一般競争入札(条件付)に

受講者は、 筆記用具を持参すること。

筆記の方法により修了考査を実施する。

岡山県公安委員会告示第三十六号

第二十一条の規定による勧告をしたため、 次に掲げる者に対し、 岡山県暴力団排除条例 (平成二十二年岡山県条例第五十七号) 同条例第二十二条第一 項の規定により公表す

平成二十八年三月十八日

勧告を受けた者の住所及び氏名

畄 安 委 員

平成二十八年三月七日

勧告の原因となる事実

する財産上の利益の供与を受けたものである。 頃までの間、 事務所の駐車場新設工事に関し、 び運営を支援するために出入りしていた者であるが、同人が中心となって施工した同 二丁目一八番八号所在の指定暴力団六代目山口組二代目大石組事務所に同組の維持及 天喰康年は、 資機材の準備及び運搬の一部を依頼し、 同事業者が依頼どおり実施したことにより、 指定暴力団六代目山口組大同会組員であり、 土木工事等を業とする事業者に対し、 平成二十七年十二月一日頃から同月五日 もって、 かつ、 岡山市北区厚生町 暴力団の運営に資 外壁の解体工

|の利益の供与を受けてはならない 事業者から、 暴力団の活動を助長し、 又は運営に資する目的で、 金品その他の財産